

8 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度の延長

(1) 改正の内容

改正の内容	適用時期等	根拠条文
中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度 適用期限を2年（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置については、同法の期限である平成17年4月13日まで）延長する。	2年延長	措法68の2

(2) 改正の背景

平成14年度税制改正と同様、2年間の延長（ただし、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置については、同法の期限である平成17年4月13日までの適用となります。）が、なされることとなりました。

新事業の開拓、研究開発等の経営革新に取り組む中小企業やベンチャー企業を支援することが目的とされております。

(3) 制度の概要

同族会社（非同族の同族会社を除きます）が、各事業年度の所得を留保した場合において、その留保金額が一定の限度額を超えるときは、通常の法人税のほかに、その超える金額に応じた特別税率による法人税が課されます（以下「留保金課税」といいます。）。

同族会社の留保金課税の概要

$$\text{留保金課税額} = (\text{所得} - (\text{配当} + \text{法人税等}) - \text{留保控除}) \times \text{税率}$$

○留保控除額

所得基準額…所得金の金額×35%

定額基準額…年1,500万円

積立金基準額…期末資本金の25%

相当額－利益積立金

最も多い金額

○税率

課税留保金額3,000万円以下の部分…10%

✦ 1億円以下の部分 ……15%

✦ 1億円超の部分 ……20%



(4) 制度の内容 (改正前)

同族会社の特別税率は、青色申告書を提出する同族会社で一定の要件を満たす中小企業者等の事業年度については、適用しないこととされていました。

中小企業者等に対する同族会社の留保金課税の不適用

法 人	事 業 年 度
新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者(注)に該当する同族会社	その同族会社の設立の日を含む事業年度からその設立の日以後10年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（平成12年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する各事業年度に限る。）
新事業創出促進法第11条の3第2項に規定する認定事業者に該当する同族会社	事業年度終了の時ににおいて同法に規定する認定計画に従って新事業分野開拓のための事業を実施している場合におけるその事業年度（平成16年3月31日までに開始する各事業年度に限る。）
中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項に規定する中小企業者(注)に該当する同族会社でその事業年度開始の前1年以内に開始した各企業年度の試験研究費等の額及び開発費の額の合計額の収入金額に対する割合が3%を超えるもの	その事業年度（平成14年度4月1日から平成16年度3月31日までの間に開始する事業年度に限る。）

(注) ここでいう「中小企業者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

主たる業種	資本の額又は 出資額の総額	常時使用する 従業員の数
(1) 製造業、建設業、運輸業、その他の業種((2)から(7)までに掲げる業種を除く。)	3億円以下	300人以下
(2) 卸売業	1億円以下	100人以下
(3) サービス業（(6)及び(7)に掲げる業種を除く。)	5千万円以下	100人以下
(4) 小売業	5千万円以下	50人以下
(5) ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
(6) ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
(7) 旅館業	5千万円以下	200人以下
(8) 企業組合、協業組合、事業協同組合等	—	—

また、平成15年度の税制改正により、自己資本比率（自己資本（同族関係者からの借入金を含む。）／総資産）が50%以下の中小法人（資本金1億円以下の法人）については、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度について、留保金課税を適用しない措置が講じられています。

同じく平成15年度税制改正において、同族会社の判定について、自社株を有する場合の判定方法を見直し及び同族会社となる持分割合の基準を50%以上から50%超とする改正（平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度において適用）が行われております。

$$\frac{\text{会社の株主等の3人以下が有する株式の総数又は出資金額の合計額}}{\text{その会社の発行済株式の総数又は出資金額}} = \text{割合}$$

(5) 改正のポイント

新事業の開拓等のため、平成14年度税制改正に引き続き、2年間の延長（ただし、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置については、同法の期限である平成17年4月13日までの適用となります。）がなされています。

租税特別措置法による留保金課税の特例の効果は、1,740億円と計算されています。

租税特別措置による減収額 (35,590億円) の内訳 (平成15年度ベース)

所得税	12,820億円 (36.0%)	法人税	17,920億円 (50.4%)	その他	
17,920億円 (50.4%)					
住宅ローン控除	5,810億円 (16.3%)	生・損保控除	2,540億円 (7.1%)	試験研究税制	6,490億円 (18.2%)
配当所得の特例	1,390億円 (3.9%)	老人マール優等	1,230億円 (3.5%)	IT投資促進税制	5,170億円 (14.5%)
課税の特例	1,390億円 (3.9%)	その他	1,850億円 (5.2%)	開発研究用設備の特例償却	790億円 (2.2%)
		中小企業投資促進税制	1,710億円 (4.8%)	留保金課税の特例	1,740億円 (4.9%)
				その他	4,850億円 (13.6%)

(甲) 老人等マール優については、15年1月から段階的に縮小し、18年1月に障害者等マール優に改組される。